

# ○京都府立大学市町村研修派遣職員の受入に関する規程

(平成 28 年京都府立大学規程第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府立大学（以下「大学」という。）と連携協力に関する包括協定を締結している市町村から大学へ研修のために派遣される職員（以下「研修生」という。）の受入について、必要な事項を定める。

(派遣手続)

第 2 条 市町村の長は、この規程に基づき研修生を派遣しようとするときは、別に定めるところにより大学の学長（以下「学長」という。）に推薦しなければならない。

2 学長は、前項の規定により研修生の推薦があつたときは、これを審査して適当と認める者を研修生に決定するものとする。

(派遣期間)

第 3 条 研修生の派遣期間は、予め学長と研修生を派遣する市町村（以下「派遣市町村」という。）の長が協議して定める。

2 前項の派遣期間は、必要に応じて学長と派遣市町村の長が協議して延長し又は短縮することがある。

(研修の停止)

第 4 条 学長は、研修を継続させることが困難であると認められる研修生に対しては、前条に定める研修期間内においても、研修を停止させることがある。

(研修生の身分等)

第 5 条 研修生は、市町村において現に有する身分を保有し、研修期間中大学の職員の身分をあわせ有するものとする。

(給与等)

第 6 条 研修生の給料及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 2 項に規定する手当のうち次の各号に掲げる手当以外の手当については、派遣市町村の負担とし、派遣市町村の長が派遣市町村の関係規定の定めるところにより、研修生に支給するものとする。

- (1) 特殊勤務手当
- (2) 時間外勤務手当
- (3) 休日勤務手当

2 前項各号に掲げる手当については、大学の負担とし、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）の関係規定の定めるところにより、研修生に支給する。

3 退職年金及び退職一時金は、派遣市町村が負担し、派遣市町村の長が派遣市町村の関係規定の定めるところにより支給するものとする。

(旅費)

第 7 条 研修生の派遣及び帰任に要する旅費は、派遣市町村の負担とし、派遣市町村の長が派遣市町村の関係規定の定めるところにより、研修生に支給するものとする。

2 研修生の大学の用務による旅行に要する旅費は、法人の関係規定の定めるところにより研修生に支給されるものとする。

(勤務時間等)

第8条 研修生の勤務時間、休日及び休暇については、法人の関係規定を適用するものとする。

(分限及び懲戒)

第9条 研修生の分限及び懲戒は、学長と派遣市町村の長が協議して、派遣市町村の長が派遣市町村の関係規定の定めるところにより、行うものとする。

(服務)

第10条 研修生の服務については、法人の関係規定を適用するものとする。

(保健衛生)

第11条 研修生の保健衛生については、法人の関係規定を適用して行うものとする。

(災害補償)

第12条 研修生に対する公務災害の補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 前項の場合における事務手続きは、法人の関係規定を適用して行うものとする。

3 研修生に係る地方公務員災害補償法に基づく負担金は、派遣市町村が支払うものとする。

(共済制度)

第13条 研修生は、京都府市町村共済組合の組合員とする。

2 研修生に係る市町村職員共済組合負担金については、派遣市町村の負担とする。

(その他の身分取扱)

第14条 第5条から前条までに規定するもののほか、研修生の身分取扱に関し、必要な事項は、学長が派遣市町村の長と協議して定める。

(勤務状況の通知)

第15条 学長は、研修生に係る勤務状況その他派遣市町村の長と協議して定めた事項を派遣市町村の長に通知するものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、研修生の取扱いに関し疑義が生じたときは、学長と派遣市町村の長が協議してこれを処理するものとする。

## 附 則

この規程は、平成28年3月9日から施行する。